

府子本第 6 4 9 号  
3 0 初幼教第 9 号  
子少発 0 6 0 8 第 1 号  
平成 3 0 年 6 月 8 日

各 都 道 府 県 民 生 主 管 部 ( 局 )  
各 都 道 府 県 児 童 福 祉 主 管 部 ( 局 )  
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 ( 局 )  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会  
各 都 道 府 県 認 定 こ ど も 園 担 当 部 ( 局 ) の 長  
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 民 生 主 管 部 ( 局 )  
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 児 童 福 祉 主 管 部 ( 局 )  
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 認 定 こ ど も 園 担 当 部 ( 局 )

内 閣 府 子 ど も ・ 子 育 て 本 部 参 事 官  
( 公 印 省 略 )  
文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 幼 児 教 育 課 長  
( 公 印 省 略 )  
厚 生 労 働 省 子 ど も 家 庭 局 総 務 課 少 子 化 総 合 対 策 室 長  
( 公 印 省 略 )

教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について（通知）

教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びを行う場合の事故発生の防止については、従来から通知等により適切な指導をお願いしているとともに、平成 28 年 3 月 31 日に発出した「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）において、プール活動・水遊び等の監視体制、救急事態への対応等、これらに関する十分な事前教育の実施や、日常的な点検、組織的な取組等の事故の発生防止のための取組を示しているところです。

また、先日、消費者安全調査委員会より、「消費者安全法第 33 条に基づく意見」（平成 26 年 6 月 20 日付け消安委第 50 号）のフォローアップとして実施した実態調査の結果（以下「フォローアップ調査結果」という。）を踏まえ、消費者安全調査委員会委員長から「消費者安全法第 33 条の規定に基づく意見」（平成 30 年 4 月 24 日付け消安委第 46 号）が提出されたことを受け、プール活動・水遊びを行う場合の事故の防止の徹底について再度お願いしてきたところです。

つきましては、引き続き、教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の発生を防止するため、下記の点に留意の上、管内の教育・保育施設等及び市町村に

対して安全管理及び事故防止の徹底を周知するようお願いいたします。

その際、スポーツ庁から発出されている「水泳等の事故防止について」（平成 30 年 4 月 27 日付け）（別添①）の通知も参考にいただき、貴職において、教育・保育施設等に対する周知をより一層徹底していただきますようお願い申し上げます。

## 記

1. プール活動・水遊びを行う場合は、次の(1)から(3)までの取組を行うよう、教育・保育施設等に対して一層の周知徹底を図られたい。また、地方公共団体は、安全確保策の充実及び教育・保育施設等への指導監査等により、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えが行われるようにされたい。

(1) プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように水の外で監視に専念する人員とプール指導等を行う人員を分けて配置し、また、その役割分担を明確にすること。水の外で監視に専念する人員を配置することができない場合には、プール活動・水遊びを中止すること。

(2) 事故を未然に防止するため、プール活動・水遊びに関わる職員に対して、子供のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについての事前教育を十分に行うこと。

なお、ガイドラインでは「プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント」として、以下の点を示している。

- ① 監視者は監視に専念する。
- ② 監視エリア全域をくまなく監視する。
- ③ 動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。
- ④ 規則的に視線を動かしながら監視する。
- ⑤ 十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
- ⑥ 時間的余裕をもってプール活動を行う。等

(3) 職員に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等について教育の場を設けること。また、一刻を争う状況にも対処できるように、119番通報を含めた緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるように日常的に訓練を行うこと。

2. 地方公共団体は、1の(2)「監視を行う際に見落としがちなリスク等の事前教育」に関し、教育・保育施設等がプール活動・水遊びに関わる職員に対する事前教育を効果的に行うことができるよう、施設長に対する研修を実施する、プール活動・水遊びに

関わる職員が専門家から学ぶ機会を設ける、マニュアル・チェックシート、危険予知トレーニングツール、事故事例紹介、DVDや動画等の必要な資料を提供するなど、必要な取組を行うこと。

なお、チェックシートについては、フォローアップ調査結果中の附属資料1及び2（別添②）の「プール活動・水遊びに関するチェックリスト」も適宜活用されたい。

3. 地方公共団体は、1の(3)「心肺蘇生を始めとした応急手当等の教育」に関し、子供の特性を踏まえたものとなるよう、研修の実施、専門家の派遣、実施機関に関する情報提供など、必要な取組を行うこと。
4. 教育・保育施設等への啓発を通じて、プール活動・水遊びを行う場合に、子供の安全を最優先するという認識を管理者・職員が日頃から共有するなど、教育・保育施設等における自発的な安全への取組を促すこと。